

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年九月九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表Ⅱ区分057(1)に次のように加える。

⑥ ライナーⅢ 77,500円

別表Ⅱ区分059(3)を次のように改める。

(3) 人工関節固定強化部品

① 人工関節固定強化部品(I) 15,400円

② 人工関節固定強化部品(Ⅱ) 15,400円

別表Ⅱ区分133(9)④を次のように改める。

④ 脳血栓除去用

ア ワイヤ型 274,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

イ 破砕吸引型

430,000円

別表Ⅱに次のように加える。

168 心腔内超音波プローブ

(1) 標準型

293,000円

(2) 磁気センサー付き

320,000円

別表Ⅵ区分001中「3,959円」を「4,264円」に改める。

別表Ⅵ区分002中「2,660円」を「2,838円」に改める。

別表Ⅵ区分003中「3,061円」を「3,239円」に改める。

別表Ⅵ区分005中「3,166円」を「3,344円」に改める。

別表Ⅵ区分006中「878円」を「1,028円」に改める。

別表Ⅵ区分007中「894円」を「1,069円」に改める。

別表Ⅵ区分008中「1,000円」を「1,175円」に改める。

別表Ⅵ区分009中「943円」を「1,118円」に改める。

別表Ⅵ区分010中「1,295円」を「1,427円」に改める。

別表Ⅵ区分011中「93円」を「115円」に改める。

別表Ⅵ区分012中「106円」を「128円」に改める。

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅵ区分014中「698円」を「737円」に改める。